

農林土木工事特記仕様書（令和 8 年 8 月 15 日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第 1 条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書令和 6 年 10 月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第 2 条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 令和 6 年 10 月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（適用工事）【変更】

1-1-1-1 適用

1. 適用工事

徳島県農林土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、徳島県農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

（工事着手）【変更】

1-1-1-11 工事着手

受注者は、設計図書に工事に着手すべき期日について定めがある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降 3 0 日以内に工事着手しなければならない。

（運搬業者の記載）【削除】

1-1-1-13 施工体制台帳及び施工体系図

4. 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(3) 受注者は、選任通知書提出時に次のものを提示しなければならない。なお、提示物は写しでも可とする。

- ① 現場代理人と受注者（共同企業体の場合は代表構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、請負対象金額が 200 万円未満の工事を除くものとするが、監督員が特に必要と認める場合には提示を求めることができるものとする。
- ② 主任技術者または監理技術者と受注者（共同企業体の場合は各構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合は、この限りでない。なお、入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事における主任技術者または監理技術者は、開札日（随意契約は見積書提出日）以前に受注者と 3 ヶ月以上の雇用関係がなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等) 【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習履歴の写し

(現場代理人及び主任技術者等) 【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

4. 低入札技術者

受注者は、当該工事が低入札工事となった場合は、主任技術者、監理技術者または監理技術者補佐とは別に、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第 7 条第 2 項イ、ロまたはハに該当する技術者を 1 名増員し、専任させなければならない。ただし、共同企業体の場合は、この限りではない。

なお、増員して専任する技術者については、「低入札工事の専任配置技術者選任通知書」を落札候補者となった時点で契約事務担当者へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第 1 項(1)を準用するものとする。

(現場代理人及び主任技術者等) 【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

5. 監理技術者補佐

受注者は、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合は、主任技術者、監理技術者及び低入札技術者とは別に、監理技術者補佐を専任させなければならない。

なお、監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第 7 条第 2 号イ、ロまたはハに該当する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者または建設業法第 15 条第 2 号イ、ロまたはハに該当する者でなければならない。また、監理技術者補佐については、「監理技術者補佐選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 14 日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第 1 項(1)を準用するものとする。

(しゅん工標) 【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第 2 号）または標板（様式第 3 号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰（頭首工）、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、治山ダム、シェッド、法面、(揚)排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

(徳島県農林土木工事施工管理基準に関する変更仕様事項)

第 3 条 第 3 条 「徳島県農林土木工事施工管理基準 令和 6 年 1 2 月」に対する【変更】

仕様事項は、次のとおりとする。

2. 適用【変更】

この管理基準は、徳島県農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合又は基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

（工事成績評定の選択制）

第4条 当初請負額が500万円以上、3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。
- 5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。
 - （1）徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合
 - （2）工事成績表の考査項目別運用表「別紙－2④『7. 法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
 - （3）監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

（1日未満で完了する作業の積算）

第5条 1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、別に定める「1日未満で完了する作業の積算（農林土木）」の別表に掲載されている施工パッケージ単価において、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（日報、見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 5 災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用

して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

1日未満で完了する作業の積算について（農林土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5052994/>

（熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行）

第6条 本工事は、日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費率の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）（以下「試行要領」という。）」を適用する。

- 2 施工箇所点状型の場合、点状する箇所毎に日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行要領（農業土木版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5029474/>

（現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事）

第7条 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。

- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領（農林水産部版）

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7304457/>

（「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行）

第8条 本工事は、「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行工事であり、別に定める「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領を適用する。

- 2 猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）の対象期間は、5月1日から10月31日までとする。
- 3 現場施工回避に係る期間又は時間は、実施前に受発注者間で協議により決定するものとし、協議により設定した期間又は時間は、工事打合せ簿により整理することとする。
また、受注者は、実施した場合は、工事打合せ簿により、実績を報告することとする。
- 4 現場施工回避（早朝・夜間施工）により工期の延長が必要となる場合には、監督員と協議を行うことができる。
- 5 現場施工回避（早朝・夜間施工）は承諾を前提とし、早朝・夜間施工に伴う労務単価等の割増しは行わないものとし、設計変更の対象としない。

（資材価格高騰に対する特例措置）

第9条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価を単価適用月から当初契約月に変更するものとする。

（共通仮設費率分の適切な設計変更）

第10条 本工事は、「農業土木工事における準備費の設計変更に係る運用」の対象工事であり、「共通仮設費（率分）のうち準備費の伐開・除根・除草等に係る経費」について、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、必要となる割増し経費について、設計変更の協議をすることができる。

運用掲載場所

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7314776/>

（中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更）

第11条 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。

- 2 調達検討資材は、次の資材を想定している。これにより難しい場合は、監督員等と協議するものとする。

資材名	規格	設計数量
改修塗料		

- 3 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員等と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、次の場合を想定している。

- (1) 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- (2) 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- (3) 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

なお、代替資材を調達する場合は、受注者は、協議の際に代替資材が設計図書で求められる機能や品質等を満足していることが確認できる資料を監督員等へ提出するものとする。

- 4 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督員等に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

また、監督員から、別途調達経費の状況について報告を求められた場合は、その都度、速やかに報告するものとする。

- 5 本運用は、当面の間の運用とする。

運用掲載場所

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7314520/>

（仮設トイレの洋式化）

第12条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しな

なければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りではない。

- 2 受注者は、「仮設トイレ」を設置するまでに、工事打合せ簿により、「仮設トイレ」の設置基数について、監督員と協議しなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】）

第13条 本工事は、農林土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事（発注者指定型）」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（農林水産部版）について

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5049014/>

（オンライン電子納品）

第14条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木工事編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品することができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用する。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/7313126/>

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

第15条 本工事は、情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の試行工事である。

- 2 対象工事等は、次の URL にある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について【農林水産部】

徳島県 CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjoyouhoukyouyuu/>

（週休2日確保工事）

第16条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「農業土木工事における週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

- 2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取り組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

ご協力をお願いします

週休2日確保工事

〇〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇~〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県農林水産部

〇〇農林事務所

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(標示板記載例) 月単位の場合

ご協力をお願いします

週休2日確保工事

完全週休2日(土日)

〇〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇~〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県農林水産部

〇〇農林事務所

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(標示板記載例) 完全週休2日(土日)の場合

(交通誘導警備員の確保に関する間接費の実績変更の対象工事)

第17条 本工事は、交通誘導警備員(以下「警備員」という。)の確保に関する間接費の実績変更の対象工事であり、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」のうち、次に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、契約締結後、警備員確保に要する方策に変更が生じ、土地改良工事積算基準又は森林整備保全事業設計積算要領(以下「積算基準」という。)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合に、実績変更対象費の支出実績を踏まえて変更契約を行うことができるものとする。

営繕費:警備員送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額においては、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象費の割合は、次のとおりである。

1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合:6.98%

2) 現場管理費に占める実績変更対象費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合:2.52%

3 受注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえ、設計変更を希望する場合は、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」及び実績報告書に記載した内容の内訳書を提出し、設計変更の内容について協議を

行うこと。なお、監督員から請求があった場合は、実績が確認できる資料（領収書の写し等）を提示すること。

- 4 受注者の責めによる工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 5 発注者は、最終精算変更時に実績変更対象費の支出実績を踏まえ、設計変更する場合、受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」で確認した費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた費用を、共通仮設費（営繕費）に加算して算出する。なお、加算額については、間接費の率計算の対象外とする。
- 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
- 7 受注者は、実績変更対象費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

（暫定単価方式の試行）

- 第18条** 本工事は、当初発注手続きの簡素化及び早期発注の観点から、暫定の単価及び歩掛（以下、「暫定単価」という。）を使用して積算した「暫定単価方式」の試行工事である。
- 2 特別調査及び見積りが必要な単価や歩掛については、過去の類似案件を参考に暫定単価を設定し、積算している。
 - 3 設定した暫定単価は、見積参考資料に示す。
 - 4 契約後、暫定単価は、適切な単価及び歩掛に変更するものとする。

（本工事の特記仕様事項）

第19条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

- 1 当工事における直接工事費の積算は「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」に基づく「土地改良事業等に係る建築請負工事の積算について」に記載される積算基準等を用いている。
- 2 その他特記事項については、下記のとおりとする。
 - 1) 改修工事特記仕様書
 - 2) アスベスト含有建材除去等特記仕様書上記特記仕様事項及び設計図書に無い事項においては、監督員と協議の上決定すること。

R8徳耕 ストマネ 喜来2期 排水機場土木補修工事

改修工事特記仕様書

I. 工事概要

- | | |
|---------|------------------------------|
| 1. 工事場所 | 徳島県板野郡松茂町中喜来蔵野 地先 |
| 2. 敷地面積 | 不明 |
| 3. 工事種目 | (1) 喜来排水機場 構造 RC造 階数 1 改修 1棟 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 4. 工事範囲 | 外壁改修工事 |
| | |
| | |

II. 建築改修工事仕様

- (1) 建築及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築芝生編）令和7年版」（以下「改修標準仕様書」という。）及び「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」（以下「標準仕様書」という。）によるほか、下記仕様書等のうち、○を付けたものを適用する。
- 建築工事標準詳細図（令和4年版）（以下「標準詳細図」という。）」
 - 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）
- (2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。なお、電気設備工事の工事特記仕様書は（☐ ）図、機械設備工事の工事特記仕様書は（☐ ）図による。
- (3) 本特記仕様書の表記
- 1) 項目は、○印の付いたものを適用する。
 - 2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。
 - 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
 - ◎印に☑印の付いた場合は、共に適用する。
 - 3) 特記事項に記載の[. . .]内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

1 各章共通事項

1

各章共通事項

○ 工事実績情報システム
(CORINS)への登録

○ 情報共有システム

○ 通隔臨場

・ 工事の記録等

○ 電気保安技術者

○ 施工条件

○ 発生材の処理等

○ 石綿含有建材の調査

○ 施工数量調査

・ 技能士

・ 化学物質の濃度測定

○ 完成時の提出図書

[1.1.4]
※適用する

[1.1.5]
○適用する（機器要件：

2 仮設工事

特 記 事 項

◎ 足場等

外部足場

○設置する（設置範囲	○工事に必要な範囲	・	）
・設置しない			

防護シート

○設置する（設置範囲	○工事に必要な範囲	・	）
・設置しない			

内部足場

○設置する（※溶入、足踏板等	・	）	
○設置しない			

・材料、搬出材等の運搬方法

種別	・A種	・B種	・C種	・D種	・E種
C種：利用可能なエレベーター	（	）			
D種：利用可能な階段	（	）			

◎ 既存部分の養生

養生方法等

○既存部分

- 養生方法（※ビニルシート、合板）
- ・既存家具、既存設備等
- 養生方法（※ビニルシート等）
- ・既存ブラインド、カーテン等
- 養生方法（・ビニルシート等）
- ・保管場所（・図示による）
- ・固定された備品、机、ロッカー等の移動
- ・図示による

既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

- ・ 仮設間仕切り

種別	仕上げ（厚さmm）	塗装	充填
・A種	・せっこうボード 種類（ ） 厚さ（※9.5mm （ mm ）） ・合板 材種（ ） 厚さ（※9mm （ mm ）） ・	・なし ・片面	グラスウール 厚さ mm
・B種			
・C種	防炎シート		

- ・ 監督職員事務所

3 防水改修工事

- ・ 施工数量調査

調査範囲

- ・ 図示による

調査方法

- ・ 図示による

既存部分の破壊を行った場合の補修方法

- ・ 図示による

調査報告書（提出部数 2部 ）

- ・ 降雨等に対する養生

- ・ 既存防水層の処理

既存保護層の除去	・ 行う (範囲) ・ 図示による	・	・	)
・ 行わない				
既存防水層の撤去	・ 行う (範囲) ・ 図示による	・	・	)
・ 行わない				
既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去	・ 行う (・ M4AS ・ M4ASI ・ M4C	・ M4DI	・ L4X)	
・ 行わない				
立上り部等の既存防水層及び保護層の撤去	・ 行う (・ POAS ・ POASI ・ POD ・ PODI ・ POS ・ POSI ・ POX ・ M4S ・ M4SI ・ S4S ・ S4SI)			
・ 行わない (・ POAS ・ POASI ・ POD ・ PODI ・ POS ・ POSI ・ POX ・ M4S ・ M4SI ・ S4S ・ S4SI)				

- ・ 既存下地の処理

既存地下の補修箇所の内容、長さ、数量等
・図示による

P05工法及びP05I工法（機械的固定工法）の既存保水層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理
※改修標準仕様書3.2.6.4（ウ）(g)1～3による

設備機器架台、配管受部、パラベット、貫通パイプ回り、手すり・丸縁の取付け部、
塔屋出入口部等の欠損部及び防水層末端部での納まり部の処理
※監督職員と協議する
・図示による

- ・ 合成高分子系
ルーフィングシート
防水

新設防水層の種別

改修 工法	新設 種別	施工 箇所	断熱材	仕上塗料		高日射 反射率 防水	備考
				種類	使用量		
・ POS ・ S4S	・ S-F1			・ ルーフィング トの製造所 の仕様 ・	※ルーフィング トの製造所 の仕様 ・	・ 適用 する	断気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレ ・ 設ける ・ 設けない
	・ S-F2					・ 適用 する	
	・ S-M1			・ ルーフィング トの製造所 の仕様 ・	※ルーフィング トの製造所 の仕様 ・	・ 適用 する	
	・ S-M2					・ 適用 する	
・ S3S	・ S-F1	・ ブレキャスト コンクリート 下地 ・		・ ルーフィング トの製造所 の仕様 ・	※ルーフィング トの製造所 の仕様 ・	・ 適用 する	断気装置 ・ 設ける ・ 設けない
	・ S-F2	・ ブレキャスト コンクリート 下地 ・				・ 適用 する	
・ M4S	・ S-M1			・ ルーフィング トの製造所 の仕様 ・	※ルーフィング トの製造所 の仕様 ・	・ 適用 する	断気装置 ・ 設ける ・ 設けない
	・ S-M2					・ 適用 する	
・ POS1 ・ S3S1 ・ S4S1 ・ M4S1	・ SI-F1	・ ブレキャスト コンクリート 下地 ・	改修標準仕様書 3.5.2(3)(エ)(b) (種類)	・ ルーフィング トの製造所 の仕様 ・	※ルーフィング トの製造所 の仕様 ・	・ 適用 する	断気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレ ・ 設ける ・ 設けない
	・ SI-F2		(厚さ) (mm) ・			・ 適用 する	
	・ SI-M1		改修標準仕様書 3.5.2(3)(エ)(a) (種類)	・ ルーフィング トの製造所 の仕様 ・	※ルーフィング トの製造所 の仕様 ・	・ 適用 する	
	・ SI-M2		(厚さ) (mm) ・			・ 適用 する	

※非歩行仕様
・軽歩行仕様

新設防水層（ウレタンゴム系塗膜防水）の種別

改修 工法	新設 種別	施工箇所	仕上塗料		高日射反射 率防水	備考
			種類	使用量		
・POX	※X-1 ・X-2 ・X-1H ・X-2H ・		・主材料の製造所の仕様	※主材料の製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない
・L4X	※X-1 ※X-2 ・X-1H ・X-2H ・		・主材料の製造所の仕様	※主材料の製造所の仕様	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない

種類	※主材料の製造所の仕様 ・
設置数量	※主材料の製造所の仕様 ・ (個)

新設防水層（ゴムアスファルト系塗膜防水）の種別

改修 工法	新設 種別	施工箇所	工程数及び各工程の使用量	保護層
・ P1Y	※Y-2 ・		※主材料の製造上の仕様による	・保護モルタル ・保護コンクリート 厚さ(mm)
・ P2Y	※Y-2 ・		※主材料の製造上の仕様による	・保護モルタル ・保護コンクリート 厚さ(mm)

○ 石綿含有建材の
除去工事

・石綿粉じん濃度測定
測定時期、場所及び測定点

測定名称	測定時期	測定場所	測定箇所数

石綿含有建材の処理

・石綿含有吹付け材の除去（石綿含有保温材等を切断又は破砕して除去する場合を含む）
除去対象範囲
・図示による
除去工法
※改修標準仕様書9.1.3（2）（ア）による
・
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置
※湿潤化
・固形化
除去した石綿含有吹付け材等の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）
・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
・石綿含有保温材等の除去
除去対象範囲
・図示による
除去工法
※原形のまま、手ばらし
除去した石綿含有保温材等の飛散防止
※湿潤化
・固形化
除去した石綿含有保温材等の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）
・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
・石綿含有けい酸カルシウム板第1種の切断、破砕等による除去
除去対象範囲
・図示による
隔離養生（負圧不要）方法
・図示による
・
足場
・図示による
・
除去した石綿含有けい酸カルシウム板第1種の処分
・埋立処分（安定型最終処分場）
・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
・石綿含有成形板の除去（石綿含有けい酸カルシウム板第1種の手ばらしによる除去を含む。）
除去対象範囲
・図示による
除去した石綿含有成形板の処分
・石綿含有せっこうボード
※埋立処分（管理型最終処分場）
・石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板
・埋立処分（安定型最終処分場）
・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
○石綿含有仕上塗材の除去
除去対象範囲
○図示による
除去工法
○ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法
養生方法
○隔離養生（負圧不要）
除去した石綿含有仕上塗材の処分
○埋立処分（安定型最終処分場）
○埋立処分（管理型最終処分場）
・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
・汚泥としての処理

・ 外断熱改修工事

[9. 2. 2～4]

断熱材

断熱材の種類
・
断熱材の厚さ (mm)
・
施工箇所
・ 図示による
ホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆
外装材

種類	防火性能	備考
・		

既存外壁の処置
既存外壁仕上材の撤去
・あり
・なし
下地面の清掃
・行う
・行わない
欠損部の改修工法
・
工法
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・ 図示による
不陸等の下地調整
・
断熱材の施工
・ 断熱材製造所の仕様による
・
外装材の施工
・ 外装材製造所の仕様による
・
通気層の有無
・あり（ mm）
・なし
外装材の外壁への取付け
・ 図示による

・ 断熱・防露改修工事

屋上緑化改修工事

・ 透水性アスファルト
舗装改修工事

笠木の施工
・改修特記仕様書第3章 アルミニウム製笠木による
・

[9. 3. 2～4]

・断熱材打込み工法
断熱材 JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材
種類
・
厚さ (mm)
・
フェノールフォーム断熱材又は保温材、接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆
・
開口部等補修のための張付け用の接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆
・断熱材現場発泡工法
断熱材の種類
・A種I
・A種IH
吹付け厚さ (mm)
・25
・30
・断熱材後張り工法
断熱材 JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材
種類
・
厚さ (mm)
・
断熱材にせっこうボード等を張り付けたパネル
材質
・
厚さ
・ (mm)
・フェノールフォーム断熱材のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆
・
接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆
・
断熱材に直接ボードの張り付けを行う場合の張付け工法（
）
断熱材にせっこうボード等を張り付けたパネルを使用する場合の工法（
）

[9. 4. 2～3]

材料
芝及び地被類の種類等
※図示による
見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等
※図示による
工法
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・ 図示による
かん水装置
・ 設置する（種類
）
既存保護層の撤去
・ 行う
・ 行わない
新植した芝及び地被類の枯補償の期間
・
※引渡しの日から1年
既存舗装の撤去及び再利用
※図示による
路床
路床の材料

種別	材料	厚さ (mm)
・盛土	・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・建設汚泥から再生した処理土	・ 図示による ・ ・ 図示による ・ ・ 図示による ・
・凍上抑制層	・再生クラッシュラン ・クラッシュラン ・切込み砂利 ・砂 ・	・ 図示による ・
・フィルター層	・砂 ・	・ 図示による ・

凍上抑制層に用いる材料に砂を用いる場合の粒度試験
・ 行う
・ 行わない
路床安定処理
安定処理の方法
・置き換え工法
・安定処理工法
路床安定処理用添加材料
種類
・普通ポルトランドセメント
・高炉セメントB種
・フライアッシュセメントB種
・生石灰（・特号
・1号）
・消石灰（・特号
・1号）
試験
路床土の支持力比（CBR）試験
・ 行う
・ 行わない
路床締固め度の試験
・ 行う
・ 行わない
現場CBR試験
・ 行う
・ 行わない
路盤
路盤の厚さ
・ 図示による
路盤材料（改修標準仕様書表9. 7. 3による種別）
・クラッシュラン
・粒度調整砕石
・再生クラッシュラン
・再生粒度調整碎石
・クラッシュラン鉄鋼スラグ
・粒度調整鉄鋼スラグ
・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ
舗装の構成
・ 図示による
舗装の平たん性
※著しい不陸がないもの
・
開粒度アスファルト混合物等の抽出試験
・ 行う
・ 行わない

No. 1							
アスベスト含有建材除去等工事特記仕様書							
I 工 事 概 要							
1. 工事名称 R8 徳耕 ストマネ 喜来2期 排水機場土木補修工事							
2. 工事場所 徳島県板野郡松茂町中喜来蔵野 地先							
3. 工事概要 外壁改修							
4. 別途工事							
5. その他							
II アスベスト含有建材除去等工事仕様							
1. 標準仕様 図面及び特記仕様に記載されていない事項はすべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）」及び同上監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版）」による。							
2. 特記仕様 1）項目は番号に○印のついたものを適用する。 2）特記事項は○印のついたものを適用する。 ○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と※印のついた場合は、共に適用する。 3）特記事項に記載の（ ）内表示番号は、公共建築工事標準仕様書の当該項目、当該図、または当該表を示す。 4）形状寸法の単位は特記なきかぎり、ミリメートルとする。							
章	項目	特記事項					
1 一般共通事項	① 一般事項	(a) 適用範囲 アスベスト含有吹付け材、アスベスト含有保温材等（アスベストを含有する保温材、耐火断熱材をいう。）及びアスベスト含有成形板の処理工事に適用する。 (b) 基本要品質 アスベスト含有建材は、安全にかつ完全に除去すること。 (c) 法令等の遵守 関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。 (d) 仕上げ工事 アスベスト含有建材除去後の機能回復のための仕上げ工事については、下記による。 ※ 図示による（ ）					
	② 適用基準等	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・建築改修工事監理指針 ・建築工事安全施工技術指針 ・建設工事公衆災害防止対策要綱 ・建設副産物適正処理推進要綱 ・建設廃棄物処理指針 ・石綿粉じんへのばく露防止マニュアル ・建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル ・石綿障害予防規則 ・特定化学物質等障害予防規則 ・労働安全衛生法 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 厚生労働省生活衛生局 建設業労働災害防止協会 環境省大気保全局 厚生労働省労働基準局 厚生労働省労働基準局 厚生労働省労働基準局					
	③ 質疑に対する協議	工事施工について質疑があるときは、監督員と協議することとする。 なお、除去処理工事に際し、本仕様書に記載なき事項が生じた場合は「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）」及び「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」（日本建築センター）・「公共建築改修工事標準仕様書」に拠ること。					
	④ 図書関係優先位	すべての設計図書は、相互に補完するものとする。 ただし、設計図書間に相違がある場合、設計図書の優先順位は、次の（1）から（4）の順番のとおりとする。 （1）現場説明書及び現場説明に対する質疑回答書 （2）特記仕様書 （3）図面 （4）公共建築工事標準仕様書（以下「標仕」という。）及び公共建築改修工事標準仕様書（以下「改修標仕」という。）					
	⑤ 施工中の安全確保及び環境保全	建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、労働安全衛生法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法等その他関係法令等によるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱及び建設副産物適正処理推進要綱に従い、工事の施工に伴う災害の防止及び環境の保全に努める。また、工事に伴い発生する廃棄物は選別等を行い、リサイクル等再資源化に努める。 (1.3.7)					
		環 境 へ の 配 慮 に つ い て 「国による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」により、環境負荷の低減できる材料を選定すること。 指定品目、判断基準は「福岡県環境物品等調達方針」によること。					
		排 出 ガ ス 対 策 型 建 設 機 械 「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき、指定された建設機器を使用すること。 （対象機械：バックホウ、ブルドーザ、トラクションベル（車軸式）、空気圧縮機（可設式）、油圧ユニット（油圧ハンマ・アースオーガ油圧式鋼管圧入引抜機・油圧式杭圧入引抜機・アースオーガ・オールケーシング掘削機・リバーサキューレーションドリル・アースドリル・地下連続掘削機・全回転型オールケーシング掘削機の基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの）、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、ホイールクレーン、発電電動機（可設式（溶接機用機を含む））但し、以上はディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載したものに限る。）					
	⑥ 過積載の防止	ダンプトラック等による工事用資機材等の超過積載を行わないこと。さし枠の装置等又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラックは工事現場内に入りさせないこと。					
	⑦ 原形復旧	工事に際し、取合部その他本工事範囲外の部分に汚損が生じた場合、または障害物等を移設・切りまわしを行った場合は、原形に復元する。					
	⑧ 工事写真等	箇所及び方法については、監督員の指示による。					
		区分	分類	規格	部数	原図の大きさ	備 考
		※着工前	※カラー・モノクロ	※サービス版	※1部	24×36以上	監督員の承諾する
						又はデジタル画像	撮影者
		※施工中	※カラー・モノクロ	※サービス版	※1部	24×36以上	監督員の承諾する
						又はデジタル画像	撮影者
				※VHS	※1部		特に地下構造物
							撤去部分
		※完成時	※カラー・モノクロ	※サービス版	※1部	24×36以上	監督員の承諾する
							専門家者
⑨ 完成図	種類及び記入内容 ※「標仕」表1.8.11による（ ）						

仕上表														
共 通 事 項		略 号		外部付属物及び詳細番号		内部付属物及び詳細番号								
1.	外部仕上表及び内、外部付属物の適用分類、詳細番号は、○印のついたものを適用する。	C	コンクリート下地	複層塗材 (C E)	ポリマーセメント系複層仕上塗材	・屋上点検口	・ 5-21-1	・くつ洗い流し	・ 8-23-1 ・ 8-23-2	・流し台	・ F-01-1 ・ 図 示	・カーテンボックス	・ 鋼 製	・ 3-31-1, 2
2	仕上表に記載の詳細番号のうち、(例) 1-0-2-3 は建築工事標準詳細図(国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修)を示し、(例) A-0-2-3 は下水道施設標準図(詳細)(日本下水道事業団編纂)を示す。	CB	コンクリートブロック下地	複層塗材 (E)	合成樹脂エマルジョン系複層仕上塗材	・屋上管類貫通部	・ 5-22-1	・グレーチング	・ A-04-1 ・ 2 ・ 3	・フード	・ F-01-2 ・ 図 示	・ブラインドボックス	・ アルミ製	・ 3-32-5 ・ 6 ・ 7
	(国土地交通省大臣官庁官庁営繕部監修)を示し、(例) A-0-2-3 は下水道施設標準図(詳細)(日本下水道事業団編纂)を示す。	W	木造下地	複層塗材 (R E)	反応硬化形成成樹脂エマルジョン系複層仕上塗材	・クーリングタワー基礎	・ 5-22-2 ・ 5-22-3	・クレーンダクト基礎	・ A ・ B ・ C - ()	・コンロ台	・ F-01-1 ・ 図 示			・ 3-31-3
3.	特記以外の木、鉄部の塗装は S O P とする。但し、和室廻りは除く。	CL	軽鉄鉄骨下地	C L	クリアアンテナ塗り	・テレビアンテナ基礎		・電気用ハンドホール蓋	・ 図 示	・流し上部水切り	・ F-01-3			・ C-01-1
4.	付属物のうち、窓名札、床点検口、掲示板、案内板、ビクトグラム、階段表示板等は、平面図による。	GB-R	せっこうボード	F E	フタル酸樹脂エナメル塗り	・屋上換気塔	・ 5-21-2 ・ 図 示	・文字板	・ 図 示	・つり戸だな	・ F-01-4 ・ 図 示			・ C-01-2
5.	付属物のうち、カーテンボックス、ブラインドボックス、ブラインド、天井点検口等は天井伏図による。	GB-N C (N)	不燃積層せっこうボード (化粧無し：下地張り用)	A E	アクリル樹脂エナメル塗り	・煙 突	・ 図 示 ・ G-02-1	・庁名板	・ 図 示 ・ H-19-	・水切りだな	・ 6-11-5 ・ 図 示	・屋内掲示板	・ 既製品	
6.	P F 板、木板等打込み箇所は、別図による。	GB-N C (N T)	不燃積層せっこうボード (化粧有り：トラバーチン模様)	D P (U E)	2液形ポリウレタンエナメル塗り	・タラップ	・ H-16-1	・郵便受	・ 図 示	・脱衣箱	・ 6-32-1	・手すり	・ アルミ	・ H-12-1
7.	内壁の見え掛りとなる P F 板打込み部分は、G B 厚 1 2 . 5 直張り(継目処理工法)とし、塗装は、その部屋の壁面と同様とする。	GB-D (W)	木目化粧せっこうボード	D P (A S E)	アクリルシリコン樹脂エナメル塗り		・ 背もたれ付 H-16-2	○目地	○ 図 示	・天井点検口	・ 3-42-2		・ H-13-	・ H-14-
8.	壁のボード張りは水平方向に継手は設けない。	GB-S	シーシングせっこうボード	D P (F U E)	常温乾燥成形ふっ素樹脂エナメル塗り	・と い	・ 5-31. 32. 3			・床点検口	・ 既製品		・ 図 示	
9.	天井仕上ボード張りのうち、G B - N C (N T) 及び D R (下地 G B 共) は突付け張りとし、天井回り縁は、アルミ製、天井付き目地とする。	GB-F	強化せっこうボード	E P - G	つや有成成樹脂エマルジョンペイント塗り	・ルーフレドレン	・ 5-32-1			・便所へだて	・ 既製品	・ 6-22	・ アルミ	・ H-12-1
10.	直接地業工事に接する内部床のコンクリート下地には、防湿層としてポリエチレンフィルム厚 0 . 1 5 の敷込みを行う。ただし、床仕上げがビニル床タイル、ビニル床シート及び合成樹脂床塗、床用塗料の場合とする。	ケイカル板	けい酸カルシウム板 (タイプ 2)	E P	合成樹脂エマルジョンペイント塗り		・ 5-33-1			・肢体不自由者対応便房	・ 6-23-1 ・ 2	・階段手すり	・ アルミ	・ H-13-2
11.	打放し仕上げの出隅部分は、面取りを行う。	D R	ロックウール化粧吸音板	E P - M	多彩模様塗料塗り	・トップライト	・ E-02-3 ・ 図 示			・多機能便所	・ 6-24-1		・ 7-12-	
		D R (凹凸)	ロックウール化粧吸音板 凹凸模様	E P - T	合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り	・ E X P . J 金物	・ 既製品 ・ S-13				・ 6-26-1 ・ 2 ・ 3 ・ 4	・吸音壁	・ B-02-	
		D R (軒天)	ロックウール化粧吸音板 軒天井用：トラバーチン模様	U C	ウレタン樹脂ワニス塗り	・笠木兼用避雷導体	・ E-01-1			・便所手すり	・ 6-27-1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5	・断熱材打込み	・ 7-01-1	・ 7-01-2
		D R (軒天凹凸)	ロックウール化粧吸音板 軒天井用：凹凸模様	O S	オイルステイン塗り					・トラフ	・ 1-21-			
		P F 板	押出法ポリスチレンフォーム保温材	S O P	合成樹脂調合ペイント塗り	・手すり	・ アルミ ・ H-12-1			・くつきマット	・ H-21-	・ A-03-		
		木板	木質系セメント板	G P	グラファイトペイント塗り		・ H-13-			・タラップ	・ H-15-		・ 図 示	
		T B	テラゾーブロック	A C	アクリル樹脂ワニス塗り (アクリル樹脂クリア塗り)		・ H-14-				・ 背もたれ付 H-16-2	・押入	・ 6-46-1	
		外装薄塗材 (E)	外装合成樹脂エマルジョン系薄付け仕上塗材	N A D	アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り	・ステンレス (図示)				・ホイストレール	・ S-15-1	・ 図 示		
		内装薄塗材 (S i)	内装けい酸質系薄付け仕上塗材	L E	ラッカーエナメル塗り	・スチール (図示)				・クレンガーダー	・ 図 示			
		内装薄塗材 (E)	内装合成樹脂エマルジョン系薄付け仕上塗材	W P	木材保護塗料塗り	・旗 竿	・ 図 示			・搬入口	・ 図 示			
		複層塗材 (S i)	けい酸質系複層仕上塗材			・くつきマット	・ H-21-1 ・ 2 ・ 3			・マンホール蓋	・ U型H-17-1	・ 図 示		
		C (B)	コンクリート下地 (打放シ B)				・ 8-21-1 ・ 2 ・ 3			・グレーチング受け	・ 図 示	・窓名札	・ 8-43-1	
		C (C)	コンクリート下地 (打放シ C)							・浴室まわり	・ 6-31-	・ビクトグラム	・ 8-44-1	
		M	モルタル									・庁舎案内板、各階案内板	・	

部 位	現況・撤去	改 修		備考
		下地処理、下地調整	改修後	
屋根	平場：シート防水(密着工法)〔既存〕 立上り：シート防水(密着工法)〔既存〕 ルーフトレン金物φ100〔既存〕 防水押え PL-2.3t〔既存〕			
バラベツト	コンクリート打放しアクリルリシン〔既存〕 ※アクリルリシン石綿含有	石綿除去 水洗い(高圧洗浄10～15MPa程度)、下地調整塗材C-2 ひび割れ部→シール工法 うき部→アンカーピンニング注入工法 はがれ、剥落部→ポリマーセメントモルタル充填工法 ※鉄筋腐食部は、浮き錆除去、防錆材塗布とする ※最大仕上厚さが25mmを超える場合は、ラス等を併用する	外装薄塗材E〔改修〕	
けらば	モルタル塗のうえアクリルリシン〔既存〕 ※モルタル及びアクリルリシン石綿含有	石綿除去 水洗い(高圧洗浄10～15MPa程度)、下地調整塗材C-2 ひび割れ部→シール工法 うき部→アンカーピンニング注入工法 モルタルはがれ、剥落部→ポリマーセメントモルタル充填工法 ※最大仕上厚さが25mmを超える場合は、ラス等を併用する	外装薄塗材E〔改修〕	
外壁	コンクリート打放しアクリルリシン〔既存〕 ※アクリルリシン石綿含有 防水立上り取合い鋼板水切り〔既存〕	石綿除去 水洗い(高圧洗浄10～15MPa程度)、下地調整塗材C-2 ひび割れ部→シール工法 うき部→アンカーピンニング注入工法 はがれ、剥落部→ポリマーセメントモルタル充填工法 ※鉄筋腐食部は、浮き錆除去、防錆材塗布とする ※最大仕上厚さが25mmを超える場合は、ラス等を併用する 下地調整のうえ、錆止め塗装〔改修〕	外装薄塗材E〔改修〕 SOP塗装〔新設〕	
軒裏	コンクリート打放しアクリルリシン〔既存〕 ※アクリルリシン石綿含有	石綿除去 水洗い(高圧洗浄10～15MPa程度)、下地調整塗材C-2 ひび割れ部→シール工法 ひび割れ部(全面)→祈り撤去、ポリマーセメントモルタル うき部→アンカーピンニング注入工法	外装薄塗材E〔改修〕 充填工法	
根廻り	モルタル塗〔既存〕 ※モルタル石綿含有	水洗い(高圧洗浄10～15MPa程度)清掃、下地調整	基礎専用塗料塗り〔新設〕	
土間床	コンクリート仕上〔既存〕	水洗い(高圧洗浄10～15MPa程度)清掃		
アルミ製建具	建具廻りシーリング MS-2 20x10〔撤去〕※シーリング サッシ水切りシーリング MS-2 20x10〔撤去〕※シーリング ガラスシーリング SR-1 4x4〔撤去〕※外部のみ	石綿含有 石綿含有	建具廻りシーリング MS-2 20x10〔新設〕 サッシ水切りシーリング MS-2 20x10〔新設〕 ガラスシーリング SR-1 4x4〔新設〕※外部のみ	
鋼製建具	塗装仕上〔既存〕	下地調整のうえ、錆止め塗装〔改修〕	SOP塗装〔新設〕	
たて樋	塩化ビニル製φ100〔既存〕	下地調整RB種	管部分：SOP塗り〔改修〕 支持金物：錆止め塗装塗りC種、SOP塗り〔改修〕	
設備部材 フード、BOX 配管他	塩化ビニル製〔既存〕 鋼製メッキ品〔既存〕 ステンレス品〔既存〕	下地調整RB種 下地調整のうえ、錆止め塗装〔改修〕	SOP塗り〔改修〕 SOP塗り〔改修〕 清掃	
鋼製タラップ	Φ22 OP塗り〔既存〕	下地調整のうえ、錆止め塗装〔改修〕	SOP塗り〔改修〕	

※未調査部分の外壁調査(目視、打診調査)を行う
※下地の不陸、段差の状態により、下地調整塗材C-2からC-1へ変更可

石綿除去 施工手順

- 1 現況調査及び設計図書確認
↓
- 2 施工計画書作成
↓ ※ 県監督員承認
↓ ※ 関係法令届出 ⇒ 「大気汚染防止法」「石綿障害予防規則」「労働安全衛生法」など
- 3 工事着手
↓ ※ 石綿含有事前調査（結果報告⇒「電子申請」要）
- 4 外部足場工事着手
↓ ※ 外壁面に削孔を必要とする「頭ツナギ」等は、湿潤化等を図り、粉じんの発生対策を講じる
- 5 外壁調査：マーキング実施
↓ ※ 仕上塗材劣化状況（脆弱仕上塗材部含む）
- 6 マーキング検査
↓ ※ 「下地補修工法」決定
↓
- 7 石綿除去の作業計画書作成
↓ ※ 除去工法の決定「集じん装置付きディスクグラインダーケレン」
- 8 石綿除去工事着手
↓ 隔離養生（負圧不要）
↓ 石綿除去作業開始
↓ ※ 「石綿含有建材」処分先決定
↓ ※ 作業計画に基づく作業の記録
- 9 石綿除去工事完了、検査
↓
- 10 水洗い（10～15MPa）
↓
- 9 下地処理、下地調整工事完了、検査
↓
- 11 仕上塗材下塗材、主材で模様合せ
↓
- 12 塗装工事着手
↓
- 13 工事完了検査
↓
- 14 外部足場解体

※ アスベスト含有建材除去等工事特記仕様書に準じ関係法令を厳守すること。

※ アスベスト含有建材除去等工事特記仕様書に準じ関係法令を厳守すること。